

# フランス第二帝制下におけるカントン代表制

## —「権威帝制」下の地方統治と県会・郡会制度—

野村啓介

### はじめに

フランス第二帝制という政治体制に関する歴史研究においては、ライトらの帝制知事研究に典型的にみられるように、皇帝を頂点とする執行権力の強化とそれともなう行政機構の整備がつとに注目されてきた。帝制の地方統治機構は、いうまでもなく県知事 (*préfet*)・副知事 (郡長 *sous-préfet*)・コミューン長 (市町村長 *maire*) という行政系列がその支柱となっており、このなかでとくに「小型の皇帝」とも称された県知事が注目されることになったのである<sup>1</sup>。その一方で、下院 (= 立法院 *Corps législatif*) は弱体化され、従順な立法府という帝制のアクセサリーにすぎなくなったという評価が一般的になった。ましてや、帝制史研究の主流において地方議会のたぐいは中心的な研究対象とはみなされにくかった。

したがって帝制史研究では、体制の性格をめぐる「権威帝制」から「自由帝制」への転換という問題が、すぐれて多くの関心を呼ぶことにもなった<sup>2</sup>。なぜならば、その転換とは、強い権限をあたえられた行政機構にささえられる「権威帝制」が弛緩していくプロセスとして理解されたからである。しかし、それは議会権力の増大を重視する立場にたつて、すぐれて中央レベルに限定された注目のされかたにとどまり、立法院の制度設計とそれに選出された議員という国政レベルの枠組において着目されるのが一般的であった<sup>3</sup>。第二帝制の政治史研究に大きな影響をあたえたゼルディンの研究はその代表的なものであり、ごく近年の事例をあげれば、エリック・アンソンの諸業績がそれにあたる<sup>4</sup>。

以上の研究関心は、もちろん地方統治にもむけられないわけではなかった。しかし、ここでもやはり地方議会の重要性が中心的課題として注目されることはなかった。そのようななか、テュデスクラの県会 (*conseil général*) 研究やジョルジュらのコミューン長に関する研究は、研究史にひとつの風穴を開けたといえる<sup>5</sup>。たとえば、前者は農村代表としての県会議員の性格を明快に析出し、「地方名望家」の牙城としての地方議会像を描くことに成功したといえる。とはいうものの、それらの多くは中長期的なスパンにおいて制度展開を追うため、第二帝制期についても前後の体制との連続性ないし断絶性の側面が重視される。こうしたスタンスは、地方政治の場としての県会、あるいは県会をつうじた地方自治の強化といった側面への注目にもつながった<sup>6</sup>。その結果、第二帝制の地方統治との関係における地方議会制度の特殊性や歴史的立場づけに対する関心は希薄化せざるをえず、ましてや帝制下の郡会 (*conseil d'arrondissement*) のようなめだたない地方議会は周辺の関心にとどまった。

帝制の体制転換をめぐる注目されてきた立法院は、普通選挙制のもとに選出されたがゆえに議員構成にも研究者の関心がむいたし、またそれを手がかりとして全国的な世論動向を明らかにしようとする試みがなされることにもなった。しかしながら、普通選挙で選出されたのは下院たる立法院だけではない。地方レベルでは各県の地方議会、すなわち県会、および県内各郡の郡会、

さらにコミューン（市町村 *commune*）ごとのコミューン会（市町村会 *conseil municipal*）のいずれも、普通選挙制度のもとに選挙がおこなわれたという点で立法院となんらかわるところがない<sup>7</sup>。その意味において、フランス第二帝制の地方統治に関する研究においては、それら地方議会の角度から、すなわち地域的枠組のもとに分析をすすめるという課題が依然として重要である<sup>8</sup>。

以上より、筆者が構想してきたのは、従来の第二帝制史研究にみられた中央議会重視の傾向を相対化しつつ、同時にこれを補完しようとする研究対象として、よりローカルなレベルの地域権力に着目するという課題である。そこで本稿では、この課題にとりくむための初発的関心として、帝制がその統治体制を整備するにあたって県会と郡会という地方議会機構によって、カントン代表制ともいいうる側面を強化し、これを地方統治の支柱として機能させるよう意図したのではないかという問題を論ずる。換言すればそれは、第二帝制史研究において忘れさられたかにも見える地域権力の政治制度的基盤を帝制統治の文脈で再検討する作業の一環である<sup>9</sup>。なお、具体例の提示にあたっては、多くのばあい筆者自身の研究フィールドであるジロンド県とその県都ボルドーに限定することをあらかじめ断っておく。

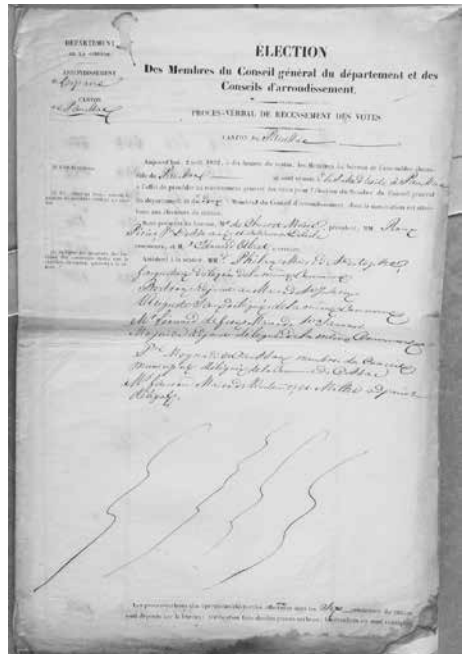


図1 1852年8月2日実施の県会・郡会に関する選挙管理文書の例  
レスパール郡ポイヤク・カントンの事例  
(出典：Archives départementales de la Gironde, M308)

## 1. カントン代表制の確立——行政補佐機関としての県会・郡会の誕生と変容——

### (1) 制限選挙体制下の県会・郡会

フランス革命により県制がしかれ、また基礎的自治体としてコミューンがおかれて、旧体制下の地方統治のありかたが根底から変革されたことは周知のとおりである<sup>10</sup>。そもそも1790年1月22日デクレにより、県のすぐ下位に地区 (*district*) という行政区分が設置されたが、この地区は共和暦3年憲法によって廃止され、県・カントン (小郡)・コミューンという3区分制となった。つづいて共和暦8年 (1799年) 憲法は、5年前に廃止された地区を復活させ、これに「郡 *arrondissement*」という名称をあたえて、それまでカントンに付与されていた行政権限を郡に移管し、同年の両月28日法は郡行政の頂点に政府により任命される郡長をおいた。このようにして、コミューンの集合体としてカントンが、カントンの集合体として郡が対応することになり、行政系列の県知事・郡長・コミューン長にそれぞれ対応する形での行政的階層制が成立した。

県会と郡会の諸制度は、この行政的集権化に対応する形で地方統治の垂直的体系のもとに整備されることとなり、一定程度の自治的要素が加味される形でありながら、地方行政の補佐機関としての性格をきわめて強くもつことになる。

まず、1789年12月22日法によって36名の議員からなる県会議 (*conseil du département*) が一時的に設置されたのち、共和暦8年両月28日法が県知事の補佐機関として県会をおいた<sup>11</sup>。その定員は県の重要性に応じて16名、20名、24名のいずれかとされ、県会議員は政府によって任

期3年で任命されることとなった。次に、郡レベルに対応する会議体としての「郡会」が設置されるのも、同じく共和暦8年雨月28日法による。郡会は、郡長を補佐するものとして設置され、政府が任命する11名の議員からなる会議体として創設された。以上から、ナポレオン体制期に県知事・郡長の配置により県・郡という行政単位に対する中央政府の統制が強化されるのと並行して、県会・郡会ともに官選の会議体として出発したといえる<sup>12</sup>。

七月革命は、こうしてできあがった県会と郡会の基本的枠組を根本的に改めることとなる(1833年6月22日法)<sup>13</sup>。まず県会は、定員を最大30名とし、各カントんに招集される選挙人団体によって選挙されることとなった。したがって、県内のカントン数が30を超えるばあいは複数のカントンがひとつの選挙区に統合されることになる。任期は9年となり、3年ごとに定員の3分の1が改選される。他方、郡会も各カントンから1名ずつが選挙され、その定員は9議席を超えないものとされた(法第20条)。議員の任期は県会議員よりも短かく6年間に設定され、3年ごとに半数が改選される。

ところで、郡会については、県内のカントン数が9を超えるばあいには、人口の多寡に応じて議席をわりあてることとし、県会と同様に複数のカントンがひとつの選挙区に統合されるケースも生じることになったが、その逆のばあいは、ひとつのカントンから複数の議員が選挙されることになった。いいかえれば、郡内に9を下回るカントンしかないばあい、ひとつのカントンから選出される議員数は、郡会のほうが多くなったわけである。たとえばジロンド県のレスパール郡では、カントン数4に対して県会議員が最大でもカントン数と同じ4議席しか配分されないのに対して、郡会議員は9名(サン＝ロラン2、レスパール3、ポイヤク2、サン＝ヴィヴィアン2)選ばれることになった<sup>14</sup>。見方をかえれば、中央政府当局(つまり県知事と郡長)と対峙する地域住民の代表は、カントンという県よりもはるかに小さな枠組を主戦場として選挙を戦うことになったのである。

では、以上のようにして選ばれた県会・郡会はいかなる役割を果たしたのであろうか。県会・郡会の権限は、ようやく1838年5月10日法にいたってより詳細に決定された<sup>15</sup>。

表1にみるとおり、県知事によって主宰される県会は、県にわりあてられた直接税として徴収すべき課税額を県内でいかに配分するかという税務をはじめ、県予算の審議をつうじて予算の用途を決定することを主な任務とする。それに対して郡会は、県知事によって召集され、会議には郡長が出席する。その会期は県会会期の前後2回にわけられており、県会開会前に開かれる会期では県会への要望が作成され、県会閉会後の会期では県会によって決定された事項が郡内状況に応じて調整される。討議内容は、直接税配分や市(foires)の創設・廃止、道路管理などを中心とするローカル利害についてである。郡行政は、それじたい独自の税源をもつわけではなく、県の行政機能を郡レベルで分担するにすぎない。したがって郡会の権限もまた、県会決定の範囲内ではあれ郡レベルの利害調整をおこなう<sup>16</sup>。いいかえれば、強い制約のもとにあるとはいえ、県

表1 県会と郡会の諸権限

	県会	郡会
1838年5月10日法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 直接税課税配分の決定(第1条)</li> <li>* 予算・支出審議(第4,11条)</li> <li>* 付加サンチーム税の議決(第3条)</li> <li>* 県関連の公的業務に関する意見表明(第6条)</li> <li>* 大臣への県利害に関する要望(第7条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 第1会期: 直接税割当額等に関する討議</li> <li>* 行政区画、公道運営、市場の改廃等に関する意見表明</li> <li>* 道路工事等の公益にかかる事案に関する意見表明が可能</li> <li>* 郡に関する請願を表明が可能</li> </ul>

会・郡会ともに地域的課題を自主的に解決する権能を有していたともいえ、まさにカントンのレベルにおける諸懸案が県会・郡会で審議対象となりえたのである。

## (2) 二月革命下の県会・郡会制度改革

以上にみたとおり、七月王制期において、第二帝制期にも適用される基本的な制度的枠組みが一応の完成をみた<sup>17</sup>。これが二月革命から第二帝制の成立にいたる激動のなかで、どのように変更をこうむり、あるいはそのまま維持されたのかという両側面を確認することが、次の課題となる。

普通選挙制の導入が、二月革命によるもっとも大きな政治的変革のひとつであったことはいうまでもない。これにより、選挙制度はそれまでの直接税納付者による互選という選挙方式から、21歳以上の男子による投票にもとづくものとなり、当選するためにはより広い選挙民の信任が不可欠になったのである。ただし、普選制導入があたえた政治的影響を無条件に過大評価すべきではないということも付言しておかねばならない。というのも、制限選挙制下にあっても十分な選挙人がいないばあいには、選挙権資格を付与するための最低納税額が引下げられ、選挙人の確保がはかられたからである。たとえば、七月王制下（選挙権資格税額 200 フラン）において、サルト県（Sarthe）の郡邑サン＝カレ（Saint-Calais）の最低納税額は 1846 年に 44 フランに設定されていたし、同郡の最貧コミューンでは 8 フランほどでしかなかった<sup>18</sup>。いいかえれば、人口が少ないコミューンであればあるほど、ほとんど普通選挙といっても遜色のない形での制限選挙が実施されえたのである<sup>19</sup>。

他方において筆者は、選挙権と同様に被選挙権にも重要性をあたえる。なぜなら、いかなる人物が立候補者として登場しえたかという問題は、地域権力のありかたを考えるうえでやはり重視せざるをえないからである。

1833 年 6 月 22 日法の段階では、25 歳以上の男性市民のうち、県会のばあい 200 フラン以上の直接税納付者（法第 4 条）、郡会のばあい 150 フラン以上の直接税納付者（法第 23 条）であることが求められた。1848 年 7 月 3 日デクレでは、このうち直接税納付条件が基本的には撤廃され、県会の被選挙資格が 25 歳以上の男子で県内に居住する者、あるいは県外居住のばあい県内における直接税納付者にあたえられた。郡会のそれは、この規定の「県」の部分「郡」に読みかえた条件によりあたえられる（デクレ第 14 条）<sup>20</sup>。いいかえれば、普選導入により年齢資格が主要な条件になったとはいえ、それが県（郡）外居住のばあい直接税納付という条件が依然として要請されつづけたことは注目されてよい<sup>21</sup>。当該の郡内において何らかの事業をおこなったり（営業税）、土地を所有する（地租）などして直接税を支払っているばあいがこれにあたる。このことは、とりわけ農村地域の選挙区において、不在地主である都市居住者の県会・郡会への進出に寄与する条件を提供することにもなったであろう。

次に注目すべき大変革は、選挙区と議席数についてである。選挙区そのものは、七月王制期からひきつづき基本的枠組としてカントンが採用されることとなり、それじたいとしてはなんらかわりのない。しかし、1833 年 6 月 22 日法体制下では 30 議席に固定されていた県会の定員が、48 年の 7 月 3 日デクレではカントンごとに 1 議席を選挙することとなったため（デクレ第 1 条）、30 議席を超える定員の県会もありうるようになった。これをジロンド県の事例により示すと、人口密集地であるボルドー市だけは特別に 6 選挙区（6 カントン）にわけられたほかは、各カントンに 1 議席ずつわりあてられ、その結果として県会の定員は 48 議席となった。

県会がカントンごとに1議員を選出するのを原則としたのに対して、カントン数が9を下回る郡については、カントンから複数の郡会議員を選出するという前体制下以来の規定が継承された(1848年8月3日アレテ)。たとえば、先のジロンド県レスパール郡のばあい、カントン数4に対して県議員がカントン数と同じ4議席を選出するのに対して、郡会議員が9名(サン＝ロラン2、レスパール3、ポイヤク2、サン＝ヴィヴィアン2)選ばれつづけた<sup>22</sup>。いいかえれば、カントン代表たる議員1名をようやく県会に送りだすことができるようになったときでさえ、郡会はすでに約15年間の伝統をもつにいたるカントン複数代表制を維持しつづけたのである。

県会議員と郡会議員のあいだでは兼職が禁止されたため、同一時期における県会と郡会のあいだには、人的重複がないことになる。この意味において、県会議員と郡会議員とはカントン代表という点では対等なのであり、それゆえ地域権力の構造を探るといって課題にとって、同一カントンからいかなる人物群がそれらの議員として選出されたのかという問題が浮上する(別稿)。

以上のようにして、二月革命は「村の政治」に大きなインパクトをあたえる県会・郡会制度の変革をほどこしたのであるが、これがより現実的な意味あいをもつためには県会・郡会をいかなる選出方法によって選ぶかという問題も解決されなければならなかった。次に、まず県会・郡会の選挙原理をめぐる問題をみることにし、そののちに章をあらためてより具体的な実践的問題を検討することにしよう。

## 2. 帝制成立前夜の県会・郡会選挙法論議

ナポレオン政権の誕生と普選制の採用・定着により、皇帝は普選をつうじて表明される有権者の信任に権力基盤をおくことになり、執行権力(皇帝)と立法権力(議会)とのあいだの厳格な権力分立に立脚する体制として成立した<sup>23</sup>。この体制のもとで、県知事は「小型の皇帝」ともいわれる重要な位置づけを付与されるが、地方レベルにおいて皇帝の人格的代理人としての機能を期待されたのは、県知事にとどまらず、郡長やコミューン長などのよりローカルな行政首長も同じことだった。

1848年の二月革命により、いったんは郡会制度の廃止方針がうちだされるものの、1848年7月3日デクレによってその維持が決定された<sup>24</sup>。つづく1852年7月7日法では、投票場所の規定をのぞいて、めだつた改変はなされなかった。たしかに、表面的には県会・郡会制度の微少な改変にとどまったようにみえるが、それでも見逃すことができないのは、同じ7月7日法によって定められた県会・郡会の選挙方式である<sup>25</sup>。この法案の審議で問題となったのは、国政選挙(立法院選挙)と地方選挙について、同一の選挙原理を採用するか否かという案件であった。筆者がみるところ、この問題は帝制の地方統治という点できわめて重要な論点を含むにもかかわらず、従来の帝制史研究では看過されてきたため、ここで多少なりとも言及する価値がある。

この問題が審議されたのは、立法院の1852年会期においてである<sup>26</sup>。同年6月14日に提出され、委員会審議ののちに本会議に上程された本法案は、県会・郡会ないしコミューン会のいずれの選挙についても二月革命期に導入された普通選挙制を適用するとともに、立法院選挙と同一の選挙人登録者リストによることを柱とする。これに対する反対意見は、主として国政と地方議会の権力基盤を同一視すべきでないとする立場からのものであった。それによれば、「国家元首と立法院の選挙に関して、普通選挙の行使が正当化されるのは、これら選挙の重要性そのもの」によるとともに、そのことが国家の諸権力にとって「巨大なる道徳的影響力とそれに起因する疑いのない正統性」を有する。それに対して、地方議会がおよぼす権威は「人格としての市民」に

ではなく、「納税者・居住者としての市民」にのみむけられるのであるから、選挙権をもつべきは県なりコミューンなりのローカル枠組において真に利害がからむ家長、土地所有者、居住者であると主張された。

こうした県会・郡会の性格をめぐっては、両会の議長選出方法に関連しても明確な意見対立がみられる。原案では、県会の議長は国家元首により、郡会のそれは県知事により、会期ごとに議員のなかから任命されるものとされた（法第5条）。その理由は、法案趣旨によれば、従来、それら議長の選出が「政争の機会」になりがちであったこと、県会・郡会・コミューン会は「政治団体 *corps politiques*」ではなく、もっぱら各行政区域内の諸事にかかわるのであって、「全国政治 *politique générale*」とは無縁でなければならぬからであった<sup>27</sup>。これに対する反対意見は、中央権力の過剰な介入を忌避する方向でなされた。というのも、県会と郡会がそれぞれ県知事と郡長の臨席により議事運営をすすめるのにくわえ、議長までもが中央政府の任命のもとにおかれるとすれば、中央権力が県知事と県会・郡会議長とによって二重に代表されることになるからであった。

以上にみた法案は原案のまま可決されたのであるが、それが県会・郡会の制度としてのありかたに微妙な影響をあたえうる内容であったことは否定できない。というのも、一方が地方議会の選挙原理を国政次元の立法院と同一視するかと思えば、他方は地方議会の「政治」性を否定しようとするからである。これに対して、法律原案に対する上記二つの反対意見は、前者が一種の制限選挙制への回帰を主張するものであり、後者が地方議会への中央権力の介入を回避しようとする立場にあることが明らかであろう。いいかえれば、そこには地域自治の萌芽が潜在することを読みとることができるし、それが選挙をつうじて顕在化し、中央権力に対抗しうるローカルな「政治」が表出する可能性さえ内包されることになる。つまり、7月7日法審議のときに封じこめられた地方議会の「政治」は、同時に導入された選挙原理そのものによって打破される余地を最初から内在させていたのである<sup>28</sup>。

結果として、大統領（皇帝）に体现される中央権力は、カントン代表制をつうじてローカルレベルの地域権力と対峙する形になった。県会・郡会は、カントンという比較的広域の枠組において選出されるがゆえに、コミューンという狭域の代表制よりも、当選にむけての選挙戦の重要性が相対的に高まったといえる。いいかえれば、ひとつのコミューンの枠組をこえた知名度が不可欠になることだろう。さらに注目しなければならないのは、立法院選挙と同一の選挙原理が採用された県会・郡会は、体制信任状況の指標として重視されてきた立法院選挙に勝るとも劣らない政治的比重をもちえたということである。なぜならそれは、県会・郡会が中央政治と同一の権力基盤のもとで存立することになり、地域住民の民意調達という点において立法院と同等の意義を獲得しえたことを意味するからである。実際、県会・郡会選挙は無風どころか、かなり多くの交替がみられる。選挙区によっては複数候補による熾烈な選挙戦さえみられたようである。

ところで、帝制当局は立法院が帝制支持の存否を測定する人民投票（体制信任に関する意向投票）の代替として機能することを見越し、またそうであるがゆえに選挙には力をいれたものと考えられる<sup>29</sup>。事情がそうだとするならば、県会・郡会の両選挙もまたそれと同様の政治的意義がみいだされたのではないか。県会・郡会が民意調達機構として重視されたことは、官選候補をたてての選挙戦にもあらわれているし、何より選挙機会の多さによっても表現される。じじつ、表2にみるように県会・郡会選挙は立法院選の合間に実施されている。つまり帝制当局は、つねに体制信任の動向に敏感でありつづけざるをえなかったのである。

カントン代表制もまた帝制当局にとってけっして無視できない政治的主戦場となりえたし、であるからこそ地方選挙といえども官選候補がたてられたのだと考えられよう。1855年からコミューン会に対する帝制当局のコントロールが強化されるようになり、コミューンレベルでの政治生活が停滞を余儀なくされると、カントン代表制の実質化はなおさらのこときわだっていったのではないだろうか。いわば、カントンの枠組を舞台として地方「政治」が表現される場としての経験が蓄積されていくことになろう。とすれば、帝制当局としては県会・郡会選挙といえど負けられない戦いであると考えたはずである。そこで次に、選挙の実践的側面に着目することにより、1852年体制下の選挙をめぐる制度設計を検討する必要がある。

### 3. 帝制下における県会・郡会選挙の実践

#### (1) 前体制をひきつぐ県会・郡会制度

1851年12月クーデタののち、ルイ＝ナポレオンの独裁体制下において、1852年7月31日から8月1日にかけて県会と郡会の全議員改選のための選挙が実施されることとなるが、それは1833年6月22日法および1852年7月7日法にもとづくものとされた<sup>30</sup>。この選挙実施は帝制復活の前夜のことであり、これにより選出される県会・郡会議員は、正式に帝制が復興されたのちにもひきつづきその職にとどまることになる<sup>31</sup>。

この選挙を実施するにあたって、県会・郡会制度の基本的骨格は二月革命期までに定まったものを継承した。議員の任期は県会9年、郡会6年と不変で、議員定数も同じである<sup>32</sup>。この制度的持続性はしかしながら、その選挙原理として国政選挙と同一の理念を採用する点からみれば、制度的運用という面でけっして前体制期までのそれと同じということにはなからう。それでは、カントン代表制はいかなる制度的変質をこうむったのだろうか。連続面と断絶面の双方に注意して、候補者の当選にかかわる側面（立候補者たる資格、当選要件）と選挙の実務的な側面（投票実践、選挙管理）とをそれぞれ検討していこう。

#### (2) 立候補資格・当選要件

ここでは、当選のために必要とされた条件を知るために、立候補資格と当選要件について考察したい。その理由は、県会・郡会をいかなるローカル人材によって組織化することがめざされたのかという帝制当局の意図が、それに明確に反映したのではないかとの問題意識からである。

まず被選挙資格についていえば、1852年7月7日法は1848年7月3日法の規定を踏襲した。すなわちそれは、普選導入により設定された25歳以上の男子という基本的条件であり、候補者が県（郡）外居住のばあいに直接税納付条件が課せられるというものである。もちろんこれは、1850年5月31日法によって実質的な普選制廃止が企図されたのを、ふたたび廃棄する措置であった<sup>33</sup>。

表2 各種投票の実施年

	郡会	県会	立法院	人民投票
1				1851
2, 3, 4	1852			
5	1855			
6			1857	
7	1858			
8	1861			
9			1863	
10	1864			
11	1867			
12			1869	
13, 14	1870			1870

他方、兼職制限という面から立候補に新たに制約が課せられたのかということ、そういうわけでもない。同法は 1833 年 6 月 22 日法の規定を継承し、県知事、郡長など県当局の官吏、税務・公金にかかわる職員、土木技師、現に県当局（郡会については郡当局）に雇用される建築技師など技術系職員、森林管理にかかわる職員、県当局（郡会については郡当局）に雇用される職員といった、県行政に深くかかわる人材が県会・郡会の議員職から除外されたことは七月王制下から不変である<sup>34</sup>。いいかえれば、人材という面からすれば、県会・郡会議員は県行政当局から厳格に分離されていたといえるが、その反面、コミュン長や治安判事といった地域社会の顔役はひきつづき県会・郡会の構成員でありつづけることが可能であった。

次に、当選要件として、帝制に特有の措置としては、当選に必要な最低得票数を定める規定がある。すなわち、県会・郡会ともに立法院の当選要件（1852 年 2 月 2 日デクレ）を踏襲することとされ、2 回投票制のもと、第 1 回投票において「絶対多数」かつ「選挙人登録者数の 1/4 以上」の得票により当選とされることになった。この要件が満たされない場合は、上位候補者による決選投票が実施され、「相対多数」を獲得した者が当選者に認定される<sup>35</sup>。選挙人登録者数の 1/4 以上という最低得票数の制度は、第三共和制下にもひきつがれる（1871 年 8 月 10 日法第 14 条）<sup>36</sup>。

もともと 1833 年 6 月 22 日法は、選挙人登録者の 3 分の 1 を超える投票がなければ選挙は無効となり、くわえて有効投票数の絶対多数を獲得しなければ当選とは認められない規定であった（法第 45 条）<sup>37</sup>。つづく 1848 年 7 月 3 日デクレは、この規定を緩和し、「相対多数」かつ「有効投票の 1/5」の得票により当選が認定されることとした（デクレ第 16 条）<sup>38</sup>。この改定の趣旨について、デュヴェルジュが投票場への移動にかかる時間と労力を省くためとする理由をあげるとおり、二月革命期の立法者は民生への影響を抑制しようとする姿勢をうちだしたとはいえるだろう<sup>39</sup>。しかしながら、立法者の意図がどのようなものであれ、二月革命による改定は普通選挙制導入による有権者の増大という事態に対処するために、第 2 回目の投票実施を回避し、当選者の確定をより迅速におこなうことを容易にするとともに、事実上、選挙人登録者全体のごく少数の票による当選さえ可能にしたともいえる。

このような改変の流れをみると、第二帝制下の当選要件がきわめて厳しく変更されたことは明らかである。立候補者が多ければ多いほど、第 1 回投票で当選者が決まることは稀になり、得票上位 2 名による決選投票で雌雄が決することになったことであろう。そもそも、第 1 回投票で選挙が成立するためには投票率を可能なかぎり高めるとともに、より多くの票を獲得しなければならない。この制度設計には少数派の排除という意図がこめられていたとみることもできるが、その反面、より多くの民意を調達しようとする側面であるとも考えることもできる。いや、むしろこの側面にこそ、より多くの得票を獲得したいとする帝制当局の意向を読みとったとしてもあながち誤りにはなるまい。したがって、帝制当局によ

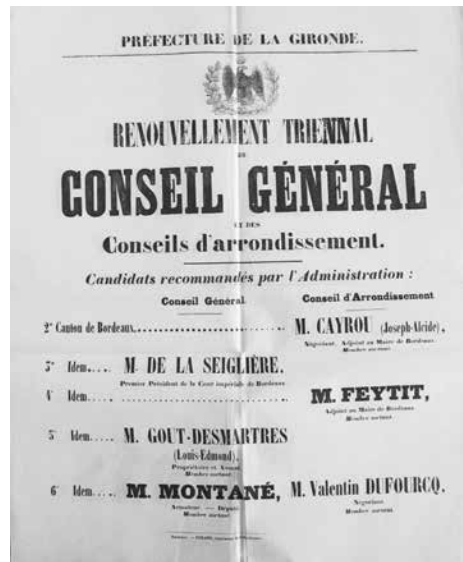


図 2 1860 年の県会・郡会選挙：官選候補のポスター  
 (出典：Archives départementales de la Gironde, 3M310)



る官選候補制の活用は、そのような意図に深く根ざすものであったと考えることができる(図2)。そこで次に、投票をめぐるより実践的、実務的な側面にも目をむけてみよう。

### (3) 投票実践・選挙事務

制度運用を実質化するためには、そのための投票実践や選挙事務にかかわる側面も無視できないが、そのなかで投票行動に多大な影響をあたえうる投票場所、投票日、投票用紙などのより実務的な側面の変化にも注目しておく価値がある。

まず投票場所についていえば、1833年6月22日法第34条が定めたカントン首邑での投票の規定は、二月革命によっても変更されることなく第二共和制下の諸選挙に適用された。投票のためには住民がカントン首邑まで移動する必要があるが、これが投票率低下に直結しえたことはいうまでもない。先にみた最低得票数に関する緩やかな規定は、このような危険性を回避する手段でもあったといえよう<sup>40</sup>。いずれにせよ、1852年7月7日法はコミューンを投票地と定め、カントン首邑であるコミューンは、投票用紙の集約地となって投票結果の集計をにやうことになった<sup>41</sup>。これは、立法院選挙に関する1852年2月2日デクレを県会・郡会にも適合するよう微修正のうえ適用した措置である<sup>42</sup>。

次に、投票日は日曜日に、人口2,500以上のコミューンについては土日の2日間に設定された<sup>43</sup>。したがって、農村地域にある大多数のコミューンでは、日曜日に投票場が開かれることになる。これは、教会でのミサのついでに役場にたちよることが可能になることを意味する。またこの投票場はコミューン長の管理下に運営されることになったため、コミューン長の政治的役割が増大する可能性を高めたとみられる<sup>44</sup>。その反面、前体制下からひきつづき投票者が投票にいたるまでに長時間の拘束を余儀なくされたことは、棄権率を高める方向で作用したことであろう<sup>45</sup>。

投票にいたるまでのハードルは、投票場までの移動が容易になった分だけ低くなったといえるが、このハードルに関連して投票用紙についても付言しておく必要がある。制限選挙下から第二共和制下にかけて実践されていたのは、選挙人名簿にもとづく投票方式であり、ある特定の団体により作成される立候補者名簿のいずれかが投票者により投じられるという方法であった。この方式は、1852年の立法院選挙から改定され単記式投票となり、そのために白紙の投票用紙が使用されることになった<sup>46</sup>。

ただし、地域差もあるため一概にはいえないが、当時の識字率を勘案すれば、みずから候補者名を自筆で用紙に書く能力のあった投票者はけっして多数派ではなかったと考えられる<sup>47</sup>。実際、白紙投票用紙の規定は早々に形骸化したようで、あらかじめ候補者の名前を印字した用紙が使用されるのが一般的だった。ユアールが指摘するように、普通選挙制が導入された第二共和制期から、候補者名の印刷された投票用紙を事前に配付することが選挙戦の勝敗をにぎったのである<sup>48</sup>。

図3の事例は、1855年の県会議員選挙において官選候補フロワンの名が印字された投票用紙であるが、これなどは県会・郡会でもそのような実践がおこなわれていたことを雄弁に傍証する。たしかに、事前に印字済み投票用紙を準備できる官選候補は有利であったにちがいないが、このことは非官選候補であっても同様にして投票用紙を準備することができれば選挙戦を優位に運べる可能性があったことをも意味する。じじつ、とりわけ1860年代にはそのような事例が多くなったようである<sup>49</sup>。図4の事例は、1864年の県会議員選挙においてボルドー5区から出馬した反政府系のアメデ・ラリュが使用した投票用紙であり、彼はこのとき実際に当選を果たした。



図3 1855年の県会選挙：  
官選候補フロワンの名が印刷された投票用紙  
(出典：Archives départementales de la Gironde,  
3M309)



図4 1864年の県会選挙：  
非官選候補ラリュの名が印刷された投票用紙  
(出典：Archives départementales de la Gironde,  
3M313)

### おわりに

本稿は、第二帝制の地方統治において、県会・郡会が不可欠な機構として重視されたとみる観点からその選挙区をなすカントンの枠組に着目し、これをカントン代表制という性格のもとに理解しようとする試みであった。とりわけ郡会のほうは、その権限をみてもわかるように県会にくらべたしかにめだつ存在であるとはいいがたいが、だからといって郡会が考察に値しない制度かというところではない<sup>50</sup>。郡会といえども、小規模ながらカントンという地域社会において選挙で選ばれた選良であり、その意味でなら県会とかわるところはない。換言すれば、郡会議員は県会議員とともにカントン代表制下の地域権力エリートなのである。

見方をかえれば、県会・郡会の選挙区制度はカントンのレベルでの知名度を高める方向で作用したことであろうし、とりわけ郡会の複数代表制が選挙戦をつうじてそれに多少なりとも寄与したことであろう。それはまた、地域の党派的対抗が選挙において表明される場ともなりえた。帝制はこうした地域権力の制度基盤としてローカルレベルで再利用され、逆にカントン代表制という帝制統治の枠組はローカルレベルでの自治意識の芽を温存し、やがて発展させる素地として機能する可能性を内包したことであろう。なぜなら、カントン代表制は特定のコムン代表に有利に機能する可能性をも内包しているからであり、そのばあいローカル自治の主張はカントン代表制に起因する不均等な代表性に対する異議申立という意味あいもおびることになる。実際に、帝制末期に近づくにつれローカル自治の拡大をめざす分権化運動が活発化し、郡会廃止論が台頭することになる。

別稿での検討課題になるが、帝制下には農業会議所という商業会議所に類似する制度が発足し、郡ごとに設置されることになったのであるが、これもまたカントンという枠組を重視して農業部門の代表者を選出するものであった。その結果、本稿であつたカントン代表制はさらなる強化がはかれることになったのである<sup>51</sup>。いいかえれば、これは農村の利害を体現する地域権力エリート層をカントン代表にすえようとする試みであり、帝制期にみられたジロンド県産ワインの繁栄を想起すれば非常に興味深い側面である。

ところで、通説では帝制が体制の支柱とすべく商工業者や自由職業従事者など自立的な候補者を採したとする考えが根強い。この見方は、同時期にみられた工業化の進展を重視する立場と表

裏をなすのであるが、カントン代表制の文脈からすれば、それをそのままストレートには信じがたい。なぜなら、県会・郡会（くわえて農業会議所も）の事例から論じたとおり、カントン代表制をとるかぎり、帝制権力にとっては体制信任の民意調達のために農村票が不可欠なはずだからであり、それを確保しうる人材が求められたはずだからである。したがって、それはかならずしも商工業者等の自由職業従事者である必要はないのである。

以上にみたカントン代表制の重要性は、さらに体制維持にとって本質的ともいえる側面に通底すると考えられる。

帝制下の選挙実践について、シュヴァリエは「飼い馴らされた普通選挙 *suffrage universel domestiqué*」と表現し、ユアールはティエールの表現を借りて「誘導された普通選挙 *suffrage universel dirigé*」と特徴づける<sup>52</sup>。いずれも国政レベル（したがって立法院選挙）についての評価にとどまるとはいえ、おそらく地方選挙についてもあてはまるものであろうことは、本論でその一端をみたとおりである。シュヴァリエらの主張は、裏返せば「普選の修行期間」にある地域住民から得票すべき状況を前にして、いかに多数票を獲得するかという帝制当局にとって深刻な問題が横たわっていたということでもある。

ゼルディンをはじめ多くの研究者は、立法院選挙に体制への信任投票という性格を有する側面をみてこれをとくに重視したが、筆者からすればそれはやや一面的な見方にすぎない。本論でみた選挙原理をめぐる決着から明らかなおと、県会・郡会という地方議会の選挙もまた立法院のそれと同一の重要性を付与され、したがって帝制への信任状況を「世論」によって測定する機会として重視されたのである。いいかえれば、この側面こそが帝制によってあたえられた県会・郡会の新しい意義のひとつでもあった。

最後に、以上にみてきたとおり、県会・郡会制度は帝制統治を考えるうえで不可欠な研究対象である。しかし、それらの制度そのものは、フランス革命・ナポレオン期から存続しつづけていたものであり、第二帝制が創出した統治装置ではない。帝制樹立の前から存続する地方行政系列（県知事・郡長・コミュン長）と地方議会系列（県会・郡会・コミュン会）といった制度は、ローカルなレベルからみれば、依然としてかわりばえのしない役所や議場の建造物がそこに存在しつづけるままであり、それだけでは帝制統治を実感することは難しいのではないか。それがローカル社会の末端において実感されうるとすれば、ひとつにローカルレベルでの制度に陣どる人物の交替という目にみえる形になろう。公的制度の担い手の交替こそが地域住民に実感されるローカル次元での体制変革であり、王制か帝制かといった政体問題は二次的であったにすぎない<sup>53</sup>。したがって、帝制期にいかなるローカル人材が県会・郡会・農業会議所などに進出し、地域権力エリートを形成したかという側面を具体的に探るといって課題が残されている。

## 注

- 1 たとえば、以下参照。Bernard Le Clère et Vincent Wright, *Les préfets du Second Empire*, Paris, 1973; 中谷猛「フランス第2帝政と知事—帝政知事の社会的背景とその政治的役割」『長崎造船大学研究報告』第15巻第2号、1974年、152～175頁；同「フランス第二帝政の統治集団・国事院と知事団体について—集権的独裁制の側面」『立命館法學』第121・122・123・124号、1975年、489～525頁。
- 2 詳しくは、野村啓介『フランス第二帝制の構造』九州大学出版会、2002年、1～14頁。
- 3 要するに、それは執行権力と立法権力の対立的図式であり、えてしてそれは両者の力関係のありかたを問題とする。フランス本国のばあい、大統領権力が議会に優越する自国の第五共和制に対する関心が強いと、あ

- る程度の意義を有する思考法でありうる。しかし、そうした二項対立の図式が超歴史的であることもまた否めない。こうした概念用語の超歴史性を克服しうる方向性をもつものとして、土地貴族とブルジョワジーがともに参画する名望家支配の体制という観点から帝制をとらえる立場もある。それはまた、近代化への発展図式にあてはめて帝制の体制転換をみる立場ともなる。しかし、名望家という用語法じたい時代と地域とを問わず使用される傾向にあり、近年では超歴史化してしまった観が強い。
- 4 Eric Anceau, *Dictionnaire des députés du Second Empire*, Presses universitaires de Rennes, 1999; Id., *Les députés du Second Empire : prosopographie d'une élite du XIXe siècle*, Honoré Champion Éditeur, 2000.
  - 5 たとえば以下参照。André-Jean Tudesq et Louis Girard, *Les conseillers généraux en France au temps de Guizot, 1840-1848*, Paris, Presses de la Fondation nationale des sciences politiques, 1967; Louis Girard et al., *Les conseillers généraux en 1870*, Paris, 1967; Jocelyne George, *Histoire des maires de 1789 à 1939*, Paris, 1989. ジロンド県についていえば、Christophe-Luc Robin, *Les hommes politiques du Libournais de Decaze à Luquot: parlementaires, conseillers généraux et d'arrondissement, maires de l'arrondissement de Libourne de 1800 à 1940*, Paris, 2007.
  - 6 同時代の人物で、法解集成の編纂者ジャン＝パティスト・デュヴェルジェ (J.-B. Duvergier) もまた、県会の権限強化に関する 1866 年 7 月 18 日法を「ローカル行政の解放」と意義づけ、地方自治機能の重要な要素として県会を位置づけていた。J.-B. Duvergier(éd.), *Collectoin complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'État*, Paris, 1866, p.326, n.2.
  - 7 とりわけ県会と郡会については、ジロンド県文書館に所蔵されるいずれの選挙記録も同一細目番号のもとに整理・収納される。また、図 1 にみるように、選挙管理文書は、両会の投票結果を記載するようにフォーマットが作成されてもいる。両会の選挙年がかさなるという事情もあるが、見方をかえれば両会が地方会選挙として同程度に重視されていたことをも示唆する。
  - 8 しかしこれは、都市・農村の対比枠組を前提とし、暗に近代化をになうとみなされるかにみえる都市代表を重視する。それまた、モデルニテ／アルカイズムの対立的図式をも含意し、都市的要素の強化こそが前者の性格を優越させた、との見方を暗黙のうちに認める。
  - 9 法律に関しては、法案上程や政府署名日などの詳細も掲載された『フランス共和国法令公報 *Bulletin des lois de la République française*』とあわせて、法令の解説や議会審議での主要論点をまとめたデュヴェルジェの法解集成を補完的に使用した。J.-B. Duvergier(éd.), *Collection complète des lois(op. cit.)*.
  - 10 なおコミューンは、原則として小教区を基礎として行政区画が定められたため、一般に伝統的村落共同体と行政区画の一致がみられるといわれる。このため、コミューン長の任命権をめぐって、県知事（それゆえ中央政府）と地域住民のあいだの綱引きがおこなわれることになったし、コミューンこそが政治生活の主要舞台であるとみる研究者もある。これに関連して、コミューンこそが「社会体第一の基盤」であるとするポンティユの見方は広く共有されている。Félix Ponteil, *Les institutions de la France de 1814 à 1870*, Paris, 1966, p.284.
  - 11 大革命期から復古王制期までの県会と郡会については、主として Maurice Block, *Dictionnaire de l'administration française*, 1re éd., Paris, Strasbourg, 1862; *Ibid.*, 3e éd., Paris, Nancy 1891, articles «conseil général», «arrondissement」を参照。現在でも郡には郡長がおかれ、一定の県知事の権限を代行し、市町村の監督などをおこなっている。山口俊夫『概説フランス法（上）』東京大学出版会（1978）、214～215 頁。
  - 12 県会については、その歴史的起源を旧体制下に存在した身分制議会、あるいは地方レベルでの各種会議に求める見解もある。M. Block, *op. cit.*, 1891, p.693.
  - 13 Loi sur l'organisation des conseils généraux de département et des conseils d'arrondissement, le 22 juin 1833, *Bulletin des lois*, IXe série, no.104, n.235; J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1833, pp.159-185.
  - 14 Ordonnance du roi qui fixe, dans les arrondissements de sous-préfecture où il y a moins de neuf cantons, le nombre de conseillers d'arrondissement que chaque canton doit élire, le 20 août 1833, *Bulletin des lois*, IXe série, no.205, n.4967; J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1833, pp.334-343.
  - 15 Loi sur les attributions des conseils généraux et des conseils d'arrondissement, le 10 mai 1838, *Bulletin des lois*, IXe série, no.570, n.7378; J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1838, pp.287-306.
  - 16 M. Block, *op. cit.*, pp.195-196.
  - 17 1848 年憲法は郡会を廃止し、カントン会を創設しようとする方針をうちだすものの、そのための立法化が実現されることなく、1851 年 12 月 2 日のクーデタをむかえることになる。F. Ponteil, *op. cit.*, p.284.
  - 18 Nadine Vivier, Les élites dans les communes rurales de la Sarthe au XIXe siècle, *Elites et notables de l'ouest, XVIe-XXe*

*siècle: entre conservatisme et modernité*, Presses universitaires de Rennes, 2003, pp.51-52. ヴィヴィエによれば、人口 100 人程度のコミューンであっても最低 30 人の選挙人が必要になったが、選挙権資格税額 200 フランを満たす 25 歳以上の男子という条件が適用されれば、これをクリアできるコミューンはほぼ皆無といえた。

- 19 このことからすれば、第二共和制期に名望家が普選にうまく適応したとする議論はうなずける。André-Jean Tudesq, *Les grands notables en France, 1840-1849*, 2 vol., Paris, 1964, p.1139. しかし、状況が全国的に一様であったとは考えづらく、やはり地域差を勘案して検討を深める余地はある。じじつ、ブリュシュは「自然発生的で未組織の世論」が優越した事例を提示する。Frédéric Bluche, *Le bonapartisme : aux origines de la droite autoritaire (1800-1850)*, Nouvelles Editions latines, 1980, p.264.
- 20 Décret relatif au renouvellement des conseils municipaux et des conseils d'arrondissement et de département, le 3 juillet 1848, article 14, *Bulletin des lois*, Xe série, no.48, n.536; J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1848, p.361.
- 21 これは、第三共和制下の 1871 年 8 月 10 日法にいたっても基本的に同一である (同法第 6 条)。
- 22 Arrêté qui fixe, dans les arrondissements de sous-préfecture où il y a moins de neuf cantons, le nombre de conseillers d'arrondissement que chaque canton doit élire, *Bulletin des lois*, Xe série, no.59, n.611; J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1848, pp.419-423.
- 23 野村前掲書、42～47、79～83 頁。
- 24 この郡会廃止論については、註記 17 でも言及したが、帝制期をつうじてくすぶりつづけたようで、ある時はそれにかわってカントン会を創設する方向での提案もなされた。県会の権限を拡大する 1866 年 7 月 18 日法の審議過程でも郡会廃止論が提起されたが、問題に決着がつけられることなく郡会制度は存続することになった。J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1866, pp.352-353.
- 25 Loi sur le renouvellement des conseils généraux, des conseils d'arrondissement et des conseils municipaux, et sur la nomination des maires et adjoints, le 7 juillet 1852, article 4, *Bulletin des lois*, Xe série, no.551, n.4198; J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1852, pp.461-465. この法律案は 1852 年 6 月 14 日に立法院に上程され、委員会審議ののち同 26 日には 216 票の満場一致をもって可決された。Ibid., pp.461-462, n.2.
- 26 *Le Moniteur universel*, les 17, 28 juin 1852. 以下、審議内容はこれによる。
- 27 J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1852, p.463, n.3.
- 28 ポンテイルが指摘するところによれば、行政的集権化はコミューン精神を破壊することにより地域的自由 (libertés locales) を隷従させる。F. Ponteil, *op. cit.*, p.163. こうした思考法は同時代の当事者たちにも共通しており、たとえばジロンド県会では、革命の移出地たるパリへの不信感が大きく、コミューンと県の自由こそが革命の動きに対する防波堤であるとの理解が表明された。それゆえ、1848 年 12 月の会期において「県の解放 émancipation départementale」をめざそうとする論議も表面化したわけである。Conseil général de la Gironde, séance du 5 décembre 1848, cité par Albert Charles, *La Révolution de 1848 et la Seconde République à Bordeaux et dans le département de la Gironde*, Bordeaux, 1945, pp.167-168, 278-280.
- 29 立法院選挙が帝制の権力基盤として機能する側面に注目したゼルディンもまた、帝制が官選候補をつうじて前体制から自由な新しい支配層の形成を試みたとし、その際に帝制支持派であるという政治信条のみならず、選挙での民意調達が十分に実現しようということも重視されたと論ずる。Theodore Zeldin, *The Political System of Napoleon III*, London, 1958, pp.10-22.
- 30 Décret relatif aux élections pour le renouvellement des conseils généraux et des conseils d'arrondissement, le 7 juillet 1852, *Bulletin des lois*, Xe série, no.552, n.4201; J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1852, p.465.
- 31 ただし、この時点で帝制復活がかならずしも既定路線になっていたわけではないが、全国の諸県に先がけて、もっとも早い時期から帝制復活の請願を表明するのは 1852 年選出の県会であり、そのなかにジロンド県会も含まれる。シャルルによれば、すでに 1849 年 6 月の時点で、つまり二月革命期に選出されたジロンド県会は、強力な執行権力の樹立にむけた憲法改正の請願を議決した。A. Charles, *op. cit.*, pp.276-278.
- 32 1871 年 8 月 10 日法により、県会の任期は 6 年間 (3 年ごとに半数改選) に短縮されることになる (法第 21 条)。Loi relative aux conseil généraux, le 10 août 1871, article 21, *Bulletin des lois*, XIIe série, no.61, n.484; J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1871, p.189.
- 33 1850 年法により、それまでの有権者数は全国平均で約 30% 減少したが、農村部の影響は相対的に小さかった。Raymond Huard, *Le suffrage universel en France: 1848-1946*, Paris, 1991, pp.51-57. ジロンド県については、ユアールとやや数値が異なるものの、全国平均 29% を少し上回る 32% の減少が生じ、同じく農村部への影響が都市部に

- くらべて限定的だったとされる。A. Charles, *op. cit.*, p.257.
- 34 Loi du 22 juin 1833, articles 5 et 23.
- 35 Loi du 7 juillet 1852, article 4.
- 36 Loi du 10 août 1871, *Bulletin des lois*, XIIe série, no.61, n.484; J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1871, pp.181-210.
- 37 Loi du 22 juin 1833, article 45.
- 38 Décret du 3 juillet 1848, article 16.
- 39 J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1848, p.362, n.3.
- 40 デュヴェルジェによれば、移動の困難にくわえて、カントン首邑の影響力が投票行動にあたえる弊害が無視できないという。しかし、その影響力なるものが何をさすのか詳しく述べられていない。J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1852, pp.462, n.1.
- 41 Loi du 7 juillet 1852, article 3.
- 42 Décret organique pour l'élection des députés au Corps législatif, le 2 février 1852, article 3, *Bulletin des lois*, Xe série, no.488, n.3636; J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1852, pp.81-87.
- 43 Loi du 7 juillet 1852, article 3.
- 44 Décret réglementaire pour l'élection au Corps législatif, le 2 février 1852, articles 13, 14, 27, *Bulletin des lois*, Xe série, no.488, n.3637; J.-B. Duvergier(éd.), *op. cit.*, 1852, pp.88-92.
- 45 ユアールも指摘するとおり、投票場付近に集まった投票者は、おのおのの名前の点呼をうけて投票場へむかうというやりかたであったため、投票しようとする者は投票開始の最初からその場にいなければならず、長時間の拘束が不可避となった。R. Huard, *op. cit.*, p.73. ただし、ユアールはそれが第二帝制に固有のやりかたであったかのように誤解をあたえる書きかたをするが、実際には制限選挙制下からの慣習をそのまま普選制下にもひきついだものにすぎない。
- 46 Décret réglementaire du 2 février 1852, article 21.
- 47 こうした識字率の低さはローカルレベルの指導層についても例外ではなく、選挙事務にかかわるスタッフ人選に関する 1833 年 6 月 22 日法第 39 条にみるように、七月王制下からひきつづき選挙事務局についての規定に「読み書きできる者」のなかから選出すべき旨の明文が保持されたことが当時の事情をよく物語る。
- 48 R. Huard, *op. cit.*, p.301.
- 49 ジロンド県文書館に所蔵される第二帝制期の県会・郡会選挙記録を参照。Archives départementales de la Gironde, 3M308-310, 313-318.
- 50 じじつ、デグラヴヤロベールは、ボルドーの政治権力を論じるにあたり郡会を検討対象にしていない。Louis Degraives et Georges Dupoux (dir.), *Bordeaux au XIX<sup>e</sup> siècle*, Bordeaux, 1969; Etienne Robert (dir.), *Histoire de Bordeaux*, Toulouse, 1990.
- 51 農業会議所構成員の選任は県知事による任命にもとづくが、実際には郡会議員からの選任が一般的だったように思われる。Archives départementales de la Gironde, 7M24: Extrait des registre des arrêtés du préfet du département de la Gironde, le 23 mai 1852. 現在のところ筆者は、農業会議所の組織化は、県知事による任命が皇帝からの信任付与を、郡会からの選任が地域住民からの信任に依拠するという二重の性格をもつとみている。つまりそれは、上からと下からとの両権力ベクトルの交差するところに位置する。この意味でも、カントン代表制の強化が帝制統治にとってきわめて重要な位置づけにあったと考えることができるのである。野村啓介「フランス第二帝制下の農業諮問会議所と地域権力—ジロンド県の事例—」『ヨーロッパ研究』（東北大学大学院国際文化研究科ヨーロッパ文化論講座）第9号（2014）、109～138頁。
- 52 Jean-Jacques Chevallier et Conac Gérard, *Histoire des institutions et des régimes politiques de la France de 1789 à nos jours*, 8e éd., Paris, Dalloz, 1991, pp.217-218; R. Huard, *op. cit.*, pp.72-73.
- 53 ウィーバーは、帝制末期におけるそのような事例を多く発掘し、教えてくれる。Eugen Joseph Weber, *Peasants into Frenchmen : the modernization of rural France, 1870-1914*, Stanford University Press, 1976, pp.242-254, 257.